四捨五入する。）

AC3 令5 ＝ 0.00634

AC3 令6 ＝ 0.00908

AC3 令7 ＝ 0.01363

AB4n　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AC4 令5 ＝ 0.00380

AC4 令6 ＝ 0.00545

AC4 令7 ＝ 0.00818

［略］

Z5n　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AA5 令4 ＝ 0.01397

AA5 令5 ＝ 0.00634

AA5 令6 ＝ 0.00908

AA5 令7 ＝ 0.01363

Z5'n　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・特別分・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・特別分・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AA5'令4 ＝ 0.01676

AA5'令5 ＝ 0.00760

AA5'令6 ＝ 0.01090

AA5'令7 ＝ 0.01635

AD　精神病床数

AE　救命救急センター数

四捨五入する。）

AA3 令5 ＝ 0.00634

AA3 令6 ＝ 0.00908

Z4n　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AA4 令5 ＝ 0.00380

AA4 令6 ＝ 0.00545

［同左］

X5n　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y5 令4 ＝ 0.00503

Y5 令5 ＝ 0.00634

Y5 令6 ＝ 0.00908

X5'n　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・特別分・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・特別分・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y5'令4 ＝ 0.00603

Y5'令5 ＝ 0.00760

Y5'令6 ＝ 0.01090

AB　精神病床数

AC　救命救急センター数